

○ 転学手続きについて（市内小中学校の場合）

- ① 在籍校 … 転出手続き（転学の申請）
↓
○ 在学証明書と教科書給与証明書を受け取る。
- ② 市役所 … 5階 教育支援課で転学手続き
↓
○ 転（編）入学通知を受け取る。
- ③ 転学先学校… 転入手続き（①と②の書類を提出する）

○ 転学相談に関するお問い合わせ

武蔵野市教育委員会 教育支援課

☎ 0422-60-1908

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町 2-2-28

○ 教育に関するご相談

幼児期から思春期の子どものさまざまな相談に応じています。

・学校生活に関すること ・養育に関すること ・子どもの成長・発達に関すること

教育支援センター ☎0422-60-1922（電話相談）

〒180-0001 東京都武蔵野市吉祥寺北町4-11-37 地下1階

①武蔵野市のトップページにてキーワード「教育支援センター」で検索



教育支援センター

検索

②QR コードで「教育支援センター」ページを読み取り



アクセス 武蔵野市のトップページにて「教育支援センター地図」で検索



教育支援センター 地図

検索

2025.4



武蔵野市

転学相談のしおり

転学相談とは…

お子さんの現在の学校での生活において、心身の発達に不安や悩みを感じたり、学習内容がお子さんに合っていないのではないかと心配に感じたりしたときにご相談ください。

お子さん本人や保護者の方のご希望も踏まえながら、専門の相談員が必要な情報等を提供し、お子さんの教育的ニーズに応じた教育を行える転学先(※)と一緒に検討していきます。

※市立小中学校通常の学級、市立小中学校特別支援学級、
都立特別支援学校 など

転学相談の流れ（詳細は、右記の「メモ」をご参考ください）

① 担任の先生や学校に相談

お子さんの様子や転学を視野に入れて検討するかを相談

② 発達検査を受ける

③ 転学について学校との話し合いが終了したら教育支援課へ面談予約

④ 保護者面談【相談員： 】

保護者の方にお子さんの状況を確認、今後の流れについて説明

⑤ 学校見学 保護者・相談員で転学を検討している学校を見学

⑥ 個別行動観察 相談員、就学支援委員による行動観察

⑦ 体験 転学を希望する学校（学級）での授業体験

⑧ 就学支援委員会にて審議

⑨ 結果のお知らせ

委員会にて検討した結果をお伝えし、今後について保護者の方と一緒に検討

⑩ 転学先の学校の校長と面談

お子さんの心配な面や転学後の学校生活等について

⑪ 転学先の決定 決定後、転学手続き（スクールバス利用申請）等

～ メモ ～

- ① お子さんの心配な面や、転学を考えたい、迷っている場合は、担任の先生や学校に相談します。
- ② 発達検査が未実施の方は、教育支援課で検査
かかりつけの主治医等がいる場合は、医療機関にて受検をお願いします。
- ③ 学校との話し合いが終了したら、教育支援課（0422-60-1908）へ連絡をし、面談日の予約をします。
- ④ 相談員から、ご希望の転学先や、ご家庭や学校生活の様子についてお伺いし、今後の流れをご説明します。
★ 持ち物 □面談票 □発達検査結果（お持ちの方は）□医師診察記録
（面談票、医師診察記録はホームページからダウンロードできます。）
- ⑤ 希望する（迷っている）学校や学級の見学を相談員が同行して行います。
- ⑥ 相談員、就学支援委員が在籍校等に訪問し、学校での様子を観察し先生から日常の様子を聞き取ります。
- ⑦ 転学を希望する学校（学級）で授業体験を行います。
- ⑧ ④から⑦を総合的に考えて、適切な転学先を審議します。
- ⑨ 就学支援委員会で転学環境について検討した結果をお伝えし、今後の方向性と課題について一緒に検討します。
◎都立特別支援学校への転学は、東京都教育委員会での審議があります。
- ⑩ 相談員・教育委員会担当者が同席のうえ、保護者の方が転学を希望する学校の校長先生と面談します。
- ⑪ 面談後に転学の手続き等をしていただきます。＜裏面参照＞

転学時期は、通常の学級・特別支援学級は、学年の変わり目、または、2月期の始まりになります。特別支援学校は、学年の変わり目になります。